



職保発 1129 第3号  
令和元年 11月 29日

全国労働保険事務組合連合会  
会長 堀谷 義明 殿

厚生労働省職業安定局  
雇用保険課長

電子申請の利用促進に向けた更なる取組について（周知依頼）

日頃から、雇用保険制度の適正かつ円滑な運用について御理解・御協力を賜り、  
厚く感謝を申し上げます。

雇用保険の主要な手続の電子申請利用率は既に3割を超えており（※）、2020年4月からは、大企業における電子申請を義務化するとともに、電子証明書に代えID・パスワードによる利用を可能とする等電子申請利用環境の整備も進めることとしています。

今般、デジタルガバメント推進に向けて電子申請の優先処理を徹底するため、上記の取組に加え、2020年1月から雇用保険適用関係業務（雇用継続給付関係業務を含む）窓口の受付時間を16時までと設定し、16時以降は電子申請関係業務を集中処理することとしましたので（別添参照）、貴会会員の皆様への周知をお願いいたします。

※ 「新たなオンライン利用に関する計画（平成29年8月9日IT戦略本部決定）」に基づき策定した「厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画」で定められた厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に該当する手続。具体的には、申請・届出件数の多い雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届・高年齢雇用継続給付金支給申請の9手続。

# 「雇用保険適用窓口」来所の受付時間変更のお知らせ

＜令和2年1月から、8:30～16:00になります＞

～便利な電子申請をご利用ください～

## 1 窓口来所の場合の受付時間変更

政府では、行政手続に掛かる事業者の皆さまの作業時間（行政手続コスト）を削減するため、電子申請の利用促進を図っています。電子申請の利便性の向上に向けたこれまでの取組や特定法人の電子申請義務化に向けた動きなどにより、電子申請率は着実に上昇しています。

この取組を加速するため、ハローワークにおいても、雇用保険適用窓口<sup>(\*)</sup>の受付を16時までとし、16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしました。

事業主などの皆さま、電子申請処理の迅速化のため、窓口受付時間の変更についてご理解いただきますようお願いいたします。また、この機会に、ぜひ便利な電子申請をご利用ください。

(※)事業主などが行う申請・届出（事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続）が対象となります。

## 2 「電子申請」をする3つのメリット

### ★ 24時間・365日、申請できます

雇用保険適用窓口の受付時間は、8：30～16：00ですが、電子申請の場合、24時間・365日いつでも受付可能です。職場や出先など、どこからでも電子申請を行うことが可能です。

### ★ 個人情報紛失のリスクがありません

個人情報の持ち運びが不要のため、個人情報紛失のリスクがありません。慎重なマイナンバーの取扱いを期す事業主などの皆さまのニーズにも対応しています。

### ★ 時間と費用を削減できます

電子申請については、各都道府県労働局電子申請事務センター及びハローワークで処理を行っています。ハローワークへ行くための時間や待ち時間がないため、往来などに要する時間と費用が削減できます。

※2018年度末現在、37労働局に設置しており、順次増設しています。

- ☞ 16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承願います。
- ☞ 郵送の場合、郵送に伴うチェック作業等のため、来所や電子申請による申請・届出より所要期間が長くなりますのでご了承願います。

◎詳細は、ハローワークまたは各都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。



# 2020年4月から特定の法人について 電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

## 特定の 法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

## 一部の 手続とは

### 健康保険 厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

### 労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
  - ・年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
  - ・増加概算保険料申告書

### 雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

### （注意事項）

- 1 2020年4月以降に開始される各特定の法人の事業年度から適用されます。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。
  - (1)電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
  - (2)労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

◎詳細については、健康保険（協会けんぽ管掌の事業所に限る）・厚生年金保険に関する手続は年金事務所に、労働保険に関する手続は事業所の所在地を管轄する労働局に、雇用保険の被保険者に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。



事務連絡  
令和元年12月26日

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会 御中

厚生労働省職業安定局  
雇用保険課長補佐（業務担当）  
外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室長補佐

事業主等に対する「外国人雇用状況の届出事項の改正（届出事項への在留カード番号の追加）」の周知依頼について

平素より雇用対策関係各種制度の周知・広報等に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、本年9月19日に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正する省令（令和元年厚生労働省令第47号）」が公布され、令和2年3月1日から外国人雇用状況の届出事項に在留カード番号が追加されることとなったところです。

今般、厚生労働省では、「外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れと離職の際に、外国人雇用状況の届出が義務付けられていること、その届出事項に新たに在留カード番号が追加されたこと」について、ハローワークにおける事業主等への周知のために、別添のとおりリーフレットを作成したところです。

（※リーフレット HP: <https://www.mhlw.go.jp/content/000565042.pdf> ）

つきましては、貴連合会においても、当該リーフレットを傘下の支部等に情報提供するなど、より一層の御理解・御協力を願いします。

令和2年3月から

# 外国人雇用状況の届出において、 在留カード番号の記載が必要となります。

**令和2年3月1日以降**に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出※において、**在留カード番号**の記載が必要となります。

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で、**届出方法が異なります**ので、ご注意ください。

- ※ 労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。
- なお、在留資格が「外交」、「公用」の方や特別永住者は、外国人雇用状況届出の対象外となります。

## 【雇用保険被保険者となる外国人の場合は、以下の方法で届け出を行ってください】

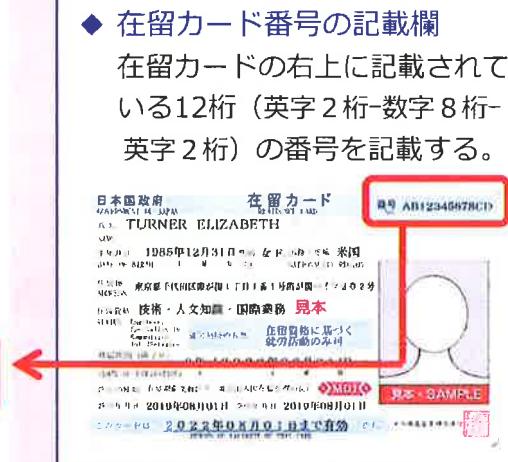
雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1. 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 1 1 1 - 0
----------	---------------------------

記載例

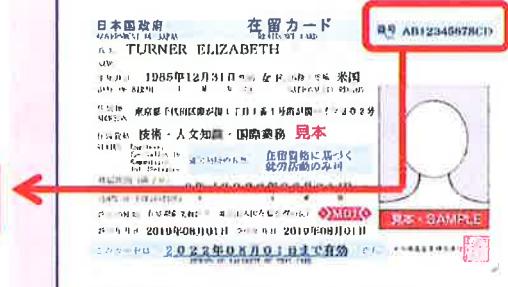
2. 在留カード番号記載欄

在留カード番号欄 登録番号、通知番号 の記載欄 他の欄に記載する場合は記載不適 の記載欄	在留者番号欄 番号として雇用保険の被保険者となる場合に記載不適	氏名欄	在留カード番号記載欄 (※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)
1 ABCDEF	GHJKLM	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 9 C D
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			



### ◆ 在留カード番号の記載欄

在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記載する。



- 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒に、左の様式に在留カード番号をご記入の上、ハローワークに提出ください。
- インターネットを通じた電子申請「e-Gov(イーガブ)」※裏面ご参照をする場合も、左の様式に入力・添付をして申請をお願いします。

※当該様式(Excel)は、e-Gov上に掲載しています。

- ! 別様式での届け出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正（在留カード番号記載欄が追加）されるまでの暫定運用となります。様式の改正は、令和2年度中を予定しています。

ご不明な点は、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください

(裏面へ)



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

LL020109外01

# 【雇用保険被保険者以外の外国人の場合は、以下の方法で届け出を行ってください】

株式第3号（第10条関係）（表面）

雇入	離職	に係る外国人雇用状況届出書	
フリガナ（カタカナ）		姓	名
①外国人の氏名（ローマ字）		キドルネーム	
②③の者の在留資格		④⑤の者の在留期間（期限）（西暦）	年月日 まで
⑥⑦の者の生年月日（西暦）		年月日	⑧⑨の者の性別 1男・2女
⑩⑪の者の国籍・地域		⑫⑬の者の資格外活動許可の有無	1有・2無
⑭⑮の者の在留カードの番号 （在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）		A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D	
雇入れ年月日 (西暦)		年月日	離職年月日 (西暦)
		年月日	年月日
		年月日	年月日
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。			
事業主		雇入れ又は離職に係る事業所	
事業所の名称、 所在地、電話番号等		雇用保険適用事業所登録番号 □□□□-□□□□-□	
(名称) (所在地) 主たる事務所 (名称) (所在地)		TEL □	
氏名		TEL ⑭	
社会保険 労務士 記載欄		作成年月日 挑出代行者 挑出代理者の表示 氏名 印	
公共職業安定所長 殿			

## <届け出に当たっての注意事項>

**届出先**  
雇用保険被保険者の外国人は、雇用保険の適用を受けている事業所の所在地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出してください。  
※雇用保険被保険者以外の外国人については、勤務する施設の所在地を管轄するハローワークに届け出ください。

## ・国、地方公共団体での外国人の雇入れや離職

国、地方公共団体における外国人の雇い入れ・離職の際に提出する外国人雇用状況通知書についても、令和2年3月1日以降は、在留カード番号の記載が必要となります。

## ・経過措置について

令和2年2月29日以前に雇い入れ、離職のあった外国人の届け出については、令和2年3月1日以降も経過措置として、これまで通りの届出様式で申請ができます。

### ◆ 在留カード番号の記載欄

- ・在留カード番号記載欄が様式に追加されます。
- ・在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号をご記入ください。



**インターネットからも申請できます！**

## 「ハローワークインターネットサービス」



※「外国人雇用状況届出システム」と入力すれば検索ができます。

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/app\\_guide.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/app_guide.html)

「外国人雇用状況届出」の申請は、「ハローワークインターネットサービス」からもできます。

トップページからご利用いただく際は、「事業主の方へのサービスのご案内」→「雇用保険・助成金のご案内」→「申請等をご利用の方へ」をクリックすると、「申請・届出手続きのご案内」に「外国人雇用状況届出」のバナーがあります。

そのバナーをクリックすると、該当ページにいきます。そこにある在留カード番号欄に番号を入力して申請をお願いします。

※ 外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、上記バナーのすぐ下にあります。

### 「操作マニュアル」

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin\\_manual.pdf](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf)



「e-Gov(イーガブ)」とは、総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。

厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届け出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法などは、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号 050-3786-2225 / FAX 050-3786-2226

e-Gov お問い合わせフォーム <https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>